

新潟県介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月29日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第50号

新潟県介護保険法施行細則の一部を改正する規則

第1条 新潟県介護保険法施行細則（平成20年新潟県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「削除号」という。）を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下この条において「移動別表」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下この条において「移動後別表」という。）が存在する場合には当該移動別表を当該移動後別表とし、移動別表に対応する移動後別表が存在しない場合には当該移動別表を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示、削除号及び別表の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示、追加号及び別表の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前												
(指定居宅サービス事業者等の指定等の申請)	(指定居宅サービス事業者等の指定等の申請)												
<p>第2条 法の規定による指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）の指定を受けようとする者又は法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定の更新を受けようとする者が省令で定めるところにより提出する申請書又は書類には、<u>省令で定めるもののほか、申請に係る事業に係る従業者の資格を証する書類を添付しなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、知事は、<u>次の表の左欄に掲げる居宅サービスの種類に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者が同表の右欄に掲げる介護予防サービスの種類に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に知事に提出している前項の規定により添付しなければならない書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略させることができる。</u></p>	<p>第2条 法の規定による指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）の指定を受けようとする者又は法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定の更新を受けようとする者が省令で定めるところにより提出する申請書又は書類には、<u>別表第1の左欄に掲げるサービスの種類の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、知事は、指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者が指定介護予防サービス事業者の指定（<u>受けようとする指定居宅サービス事業者の指定に係る居宅サービスの種類が掲げられている別表第1サービスの種類の欄の項に掲げる介護予防サービスの種類に係るものに限る。</u>）を受けている場合において、既に知事に提出している前項の規定により添付しなければならない書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略させることができる。</p>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">訪問入浴介護</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">介護予防訪問入浴介護</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">訪問看護</td> <td style="padding: 2px;">介護予防訪問看護</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">訪問リハビリテーション</td> <td style="padding: 2px;">介護予防訪問リハビリテーション</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">居宅療養管理指導</td> <td style="padding: 2px;">介護予防居宅療養管理指導</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">通所リハビリテーション</td> <td style="padding: 2px;">介護予防通所リハビリテーション</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">短期入所生活介護</td> <td style="padding: 2px;">介護予防短期入所生活介護</td> </tr> </table>	訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護	訪問看護	介護予防訪問看護	訪問リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導	通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション	短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護	
訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護												
訪問看護	介護予防訪問看護												
訪問リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション												
居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導												
通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション												
短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護												

短期入所療養介護	介護予防短期入所療養介護
特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護
福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与
特定福祉用具販売	特定介護予防福祉用具販売

3 第1項の規定にかかわらず、知事は、前項の表の右欄に掲げる介護予防サービスの種類に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者が同表の左欄に掲げる居宅サービスの種類に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、既に知事に提出している第1項の規定により添付しなければならない書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略させることができる。

4 (略)

(特定施設入居者生活介護に係る指定の変更の申請)

第2条の2 (略)

2 前項の申請書には、省令で定めるもののほか、申請に係る事業に係る従業者の資格を証する書類を添付しなければならない。

3 (略)

(指定居宅サービス事業者等に係る変更の届出)

第4条 法の規定により指定居宅サービス事業者等の指定に係る事業所の名称等の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(1) 届出をする者の名称及び所在地並びに法人にあっては、その代表者の職名及び氏名

(2)～(6) (略)

2 前項の届出書には、省令で定めるもののほか、別表第1の左欄に掲げる変更事項の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 (略)

(指定介護老人福祉施設等の指定等の申請)

第5条 法の規定による指定介護老人福祉施設の指定若しくは介護老人保健施設若しくは介護医療院

3 第1項の規定にかかわらず、知事は、指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者が指定居宅サービス事業者の指定 (受けようとする指定介護予防サービス事業者の指定に係る介護予防サービスの種類が掲げられている別表第1サービスの種類の欄の項に掲げる居宅サービスの種類に係るものに限る。)を受けている場合において、既に知事に提出している第1項の規定により添付しなければならない書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略させることができる。

4 (略)

(特定施設入居者生活介護に係る指定の変更の申請)

第2条の2 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業を行う区画の求積図

(2) 敷地周囲の見取図

(3) 特定施設入居者生活介護の提供に必要な設備が備えられていることを明らかにした写真

(4) 申請に係る事業に係る従業者の資格を証する書類

(5) 事業所の登記事項証明書、貸借契約書の写しその他の使用権原を証する書類

3 (略)

(指定居宅サービス事業者等に係る変更の届出)

第4条 法の規定により指定居宅サービス事業者等の指定に係る事業所の名称等の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(1) 届出をする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2)～(6) (略)

2 前項の届出書には、省令で定めるもののほか、別表第2の左欄に掲げる変更事項の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 (略)

(指定介護老人福祉施設等の指定等の申請)

第5条 法の規定による指定介護老人福祉施設の指定若しくは介護老人保健施設若しくは介護医療院

(以下「介護老人保健施設等」という。)の開設の許可を受けようとする者又は法の規定による指定介護老人福祉施設の指定の更新若しくは介護老人保健施設等の許可の更新を受けようとする者が省令で定めるところにより提出する申請書又は書類には、省令で定めるもののほか、申請に係る事業に係る従業者の資格を証する書類を添付しなければならない。

2 (略)

(指定介護老人福祉施設等に係る変更の届出)

第6条 法の規定により指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設等の開設者の住所等の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(1) 届出をする者の名称及び所在地並びに法人にあっては、その代表者の職名及び氏名

(2)～(6) (略)

2 前項の届出書には、別表第2の左欄に掲げる変更事項の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 (略)

(指定介護老人福祉施設の指定の辞退)

第7条 法の規定により指定介護老人福祉施設の指定を辞退しようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(1) 指定を辞退する者の名称及び所在地並びに法人にあっては、その代表者の職名及び氏名

(2)～(7) (略)

(介護老人保健施設等に係る変更の許可の申請)

第8条 法の規定による介護老人保健施設等の入所

(以下「介護老人保健施設等」という。)の開設の許可を受けようとする者又は法の規定による指定介護老人福祉施設の指定の更新若しくは介護老人保健施設等の許可の更新を受けようとする者が省令で定めるところにより提出する申請書又は書類には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 施設の位置図

(2) 事業を行う区画の求積図

(3) 敷地周囲の見取図 (介護老人保健施設等に係る申請の場合を除く。)

(4) 建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定による建築物の確認の申請書及び検査済証の写し (介護老人保健施設等に係る申請の場合に限る。)

(5) 指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設等 (以下「指定介護老人福祉施設等」という。)において必要な設備の写真

(6) 申請に係る事業に係る従業者の資格を証する書類

(7) 施設の登記事項証明書、貸借契約書の写しその他の使用権原を証する書類

(8) 協力病院(協力歯科医療機関を含む。以下同じ。)との契約書の写し

2 (略)

(指定介護老人福祉施設等に係る変更の届出)

第6条 法の規定により指定介護老人福祉施設等の開設者の住所等の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(1) 届出をする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2)～(6) (略)

2 前項の届出書には、別表第3の左欄に掲げる変更事項の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 (略)

(指定介護老人福祉施設の指定の辞退)

第7条 法の規定により指定介護老人福祉施設の指定を辞退しようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(1) 指定を辞退する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2)～(7) (略)

(8) その他知事が必要と認める事項

(介護老人保健施設等に係る変更の許可の申請)

第8条 法の規定による介護老人保健施設等の入所

定員等の変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 変更の許可を受けようとする者の名称及び所在地並びに法人にあっては、その代表者の職名及び氏名

(2)～(5) (略)

(6) 変更しようとする日

2 前項の申請書には、別表第3の左欄に掲げる変更事項の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 (略)

(介護老人保健施設等の管理者の承認の申請)

第9条 法の規定による医師等に介護老人保健施設等を管理させることの承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 承認を受けようとする者の名称及び所在地並びに法人にあっては、その代表者の職名及び氏名

(2)・(3) (略)

(4) 管理させようとする者の氏名、住所及び資格

(5) 管理者の就任予定日

(6) 申請の理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 管理させようとする者の主な経歴を記載した書類

(2) 管理させようとする者が医師である場合には、その者の医師免許証の写し及び勤務形態を記載した書類

(3) 管理させようとする者が医師以外の者である場合にあっては、その理由を記載した書類

(指定市町村事務受託法人に係る変更の届出)

第13条 (略)

2 前項の届出書には、省令で定めるもののほか、別表第4の左欄に掲げる変更事項の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。

別表第1 (第4条関係)

変更事項	添付書類
申請者の名称及び主たる	1 登記事項証明書

定員等の変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 変更の許可を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2)～(5) (略)

2 前項の申請書には、別表第4の左欄に掲げる変更事項の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 (略)

(介護老人保健施設等の管理者の承認の申請)

第9条 法の規定による医師等に介護老人保健施設等を管理させることの承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 承認を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2)・(3) (略)

(4) 管理させようとする者の氏名及び主な経歴

(5) 管理させようとする者が医師以外の者である場合にあっては、その理由

2 管理させようとする者が医師である場合にあっては、前項の申請書には、その者の医師免許証の写しを添付しなければならない。

(指定市町村事務受託法人に係る変更の届出)

第13条 (略)

2 前項の届出書には、省令で定めるもののほか、別表第5の左欄に掲げる変更事項の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。

別表第1 (第2条関係)

(略)

別表第2 (第4条関係)

変更事項	添付書類
事業所の所在地	事業所の位置図

る事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名又は開設者の氏名、生年月日、住所及び職名	2 誓約書		
届出をする者の登記事項証明書又は条例等	届出をする者の登記事項証明書又は条例等	届出をする者の登記事項証明書又は条例等	届出をする者の登記事項証明書又は条例等
事業所の病院、診療所、介護老人保健施設又はその他の別	事業所の開設許可証、使用許可証等の写し	事業所の病院、診療所、介護老人保健施設又はその他の別	事業所の開設許可証、使用許可証等の写し
事業所の構造概要及び平面図並びに設備及び備品の概要	1 <u>建物の構造概要</u> 2 <u>事業所の平面図</u> 3 <u>設備及び備品の概要</u>	事業所の構造概要及び平面図並びに設備及び備品の概要	1 <u>事業所の平面図</u> 2 <u>通所介護、通所リハビリテーション等、短期入所生活介護等、短期入所療養介護等及び特定施設入居者生活介護等に係る事業に係る変更にあつては、事業を行う区画の求積図及び敷地周囲の見取図</u> 3 <u>短期入所生活介護等及び特定施設入居者生活介護等に係る事業に係る変更にあつては、建築基準法の規定による建築物の確認の申請書及び検査済証の写し</u> 4 <u>居宅サービス若しくは介護予防サービスの提供に必要な設備及び備品等が備えられていることを明らかにした写真</u> 5 <u>事業所の登記事項証明書、貸借契約書の写しその他の使用権原を証する書類</u>
利用者若しくは入院患者の推定数又は入院患者若しくは入所者の定員	1 届出に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類 2 届出に係る事業に係る従業員の資格を証する書類	事業所における入院患者又は入所者の定員	届出に係る事業に係る従業員の資格を証する書類
事業所の管理者（訪問看護又は介護予防訪問看護に係る事業に係る	事業所の管理者の免許証の写し	事業所の管理者（訪問看護等に係る事業に係る変更の場合であつ	事業所の管理者の保健師免許証又は看護師免許証の写し（変更後

変更の場合であって、当該事業所が病院又は診療所でないときに限る。)		て、当該事業所が病院又は診療所でないときに限る。)	の事業所の管理者が保健師又は看護師でない場合は、その理由を記載した書類)
サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	1 サービス提供責任者の経歴書 2 サービス提供責任者の資格を証する書類 3 届出に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類	サービス提供責任者	サービス提供責任者の経歴書
福祉用具の保管及び消毒の方法（福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該他の事業者の名称及び住所並びに当該委託等に関する契約の内容)	左記の変更内容が分かるもの	福祉用具の保管及び消毒の方法（福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該他の事業者の名称及び住所並びに当該委託等に関する契約の内容)	1 福祉用具の保管及び消毒の方法を記載した書類 2 福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、委託契約書等の写し
運営規程	1 (略) 2 届出に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類 3 届出に係る事業に係る従業員の資格を証する書類	運営規程	1 (略) 2 届出に係る事業に係る従業員の資格を証する書類
協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容	左記の変更内容が分かるもの	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容	協力医療機関との契約書の写し
介護支援専門員	1 介護支援専門員証の写し 2 介護支援専門員の氏名及びその登録番号を記載した書類 3 届出に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類	介護支援専門員	介護支援専門員証の写し

別表第2（第6条関係）

変更事項	添付書類
開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	1 登記事項証明書 2 誓約書

別表第3（第6条関係）

変更事項	添付書類
開設の場所（介護老人保健施設等に係る変更の場合を除く。）	施設の位置図

(略)	
併設する施設の概要	左記の変更内容が分かるもの
建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 建物の<u>構造概要</u> 2 <u>建物の平面図</u> 3 <u>設備の概要</u>
(略)	
協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容	左記の変更内容が分かるもの
介護支援専門員	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護支援専門員証の写し 2 介護支援専門員の氏名及びその登録番号を記載した書類 3 届出に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類

別表第3 (第8条関係)

変更事項	添付書類
敷地の面積及び平面図	左記の変更内容が分かるもの
建物の構造概要及び平面図並びに施設及び構造設備の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 建物の<u>構造概要</u> 2 <u>建物の平面図</u> 3 <u>施設及び構造設備の概要</u>

(略)	
併設する施設の概要	併設する施設の概要を記載した書類
建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 建物の<u>平面図</u> 2 <u>事業を行う区画の求積図</u> 3 <u>敷地周囲の見取図</u> 4 <u>指定介護老人福祉施設において必要な設備の写真</u> 5 <u>施設の登記事項証明書、貸借契約書の写しその他の使用権原を証する書類</u>
(略)	
協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容	協力病院との契約書の写し
介護支援専門員	介護支援専門員証の写し

別表第4 (第8条関係)

変更事項	添付書類
敷地の面積及び平面図	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の位置図 2 敷地の平面図 3 敷地周囲の見取図 4 敷地の登記事項証明書、貸借契約書の写しその他の使用権原を証する書類
建物の構造概要及び平面図並びに施設及び構造設備の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 建物の<u>平面図</u> 2 <u>事業を行う区画の求積図</u> 3 <u>建築基準法の規定による建築物の確認の申請書及び検査済証の写し</u> 4 <u>介護老人保健施設等において必要な設備の写真</u> 5 <u>建物の登記事項証明書、貸借契約書の</u>

			写しその他の使用権 原を証する書類
施設の共用の場合の利 用計画	左記の変更内容が分 かるもの	施設の共用の場合の利 用計画	利用計画を記載した 書類
(略)		(略)	
協力病院	左記の変更内容が分 かるもの	協力病院	協力病院との契約書 の写し
別表第4 (略)		別表第5 (略)	

第2条 新潟県介護保険法施行細則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動後項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等（以下この条において「削除項等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下この条において「移動別表」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下この条において「移動後別表」という。）が存在する場合には当該移動別表を当該移動後別表とし、移動別表に対応する移動後別表が存在しない場合には当該移動別表を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示、削除項等並びに別表の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに別表の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(特定施設入居者生活介護に係る指定の変更の申請)</p> <p>第2条の2 法の規定による特定施設入居者生活介護に係る指定の変更を受けようとする者が省令で定めるところにより提出する申請書には、省令で定めるもののほか、<u>申請に係る事業に係る従業者の資格を証する書類を添付しなければならない。</u></p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、知事は、<u>同項</u>の指定の変更を受けようとする者が既に知事に提出している<u>同項</u>の規定により添付しなければならない書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略させることができる。</p> <p>(指定居宅サービス事業者等に係る変更の届出)</p> <p>第4条 法の規定により指定居宅サービス事業者等の指定に係る事業所の名称等の変更の届出をしようとする者が省令で定めるところにより提出する<u>届出書には、省令で定めるもののほか、別表第1の左欄に掲げる変更事項の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p>	<p>(特定施設入居者生活介護に係る指定の変更の申請)</p> <p>第2条の2 法の規定による特定施設入居者生活介護に係る指定の変更を受けようとする者が省令で定めるところにより提出する申請書には、省令で定めるもののほか、<u>次に掲げる事項を記載しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>介護保険事業所番号</u></p> <p>(2) <u>指定年月日</u></p> <p>(3) <u>変更しようとする日</u></p> <p><u>2</u> 前項の申請書には、省令で定めるもののほか、<u>申請に係る事業に係る従業者の資格を証する書類を添付しなければならない。</u></p> <p><u>3</u> 前項の規定にかかわらず、知事は、<u>第1項</u>の指定の変更を受けようとする者が既に知事に提出している<u>前項</u>の規定により添付しなければならない書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略させることができる。</p> <p>(指定居宅サービス事業者等に係る変更の届出)</p> <p>第4条 法の規定により指定居宅サービス事業者等の指定に係る事業所の名称等の変更の届出をしようとする者は、<u>次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>届出をする者の名称及び所在地並びに法人に</u></p>

2 前項の規定にかかわらず、知事は、同項の届出をしようとする者が当該届出に係る指定について既に知事に提出している同項の規定により添付しなければならない書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(指定介護老人福祉施設等に係る変更の届出)

第6条 法の規定により指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設等の開設者の住所等の変更の届出をしようとする者が省令で定めるところにより提出する届出書には、別表第2の左欄に掲げる変更事項の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、同項の届出をしようとする者が既に知事に提出している同項の規定により添付しなければならない書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略させることができる。

第7条 削除

- あつては、その代表者の職名及び氏名
- (2) 介護保険事業所番号
- (3) 届出に係る事業所の名称及び所在地
- (4) 届出に係るサービスの種類
- (5) 変更した事項及びその内容
- (6) 変更した日

2 前項の届出書には、省令で定めるもののほか、別表第1の左欄に掲げる変更事項の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、知事は、第1項の届出をしようとする者が当該届出に係る指定について既に知事に提出している前項の規定により添付しなければならない書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(指定介護老人福祉施設等に係る変更の届出)

第6条 法の規定により指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設等の開設者の住所等の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 届出をする者の名称及び所在地並びに法人にあつては、その代表者の職名及び氏名
- (2) 介護保険事業所番号
- (3) 届出に係る施設の名称及び開設の場所
- (4) 届出に係る施設の種類
- (5) 変更した事項及びその内容
- (6) 変更した日

2 前項の届出書には、別表第2の左欄に掲げる変更事項の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、知事は、第1項の届出をしようとする者が既に知事に提出している前項の規定により添付しなければならない書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(指定介護老人福祉施設の指定の辞退)

第7条 法の規定により指定介護老人福祉施設の指定を辞退しようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 指定を辞退する者の名称及び所在地並びに法人にあつては、その代表者の職名及び氏名
- (2) 介護保険事業所番号
- (3) 届出に係る施設の名称及び開設の場所
- (4) 指定年月日
- (5) 指定を辞退しようとする日
- (6) 指定を辞退する理由
- (7) 現に施設に入所している者に対する措置

(介護老人保健施設等に係る変更の許可の申請)

第8条 法の規定による介護老人保健施設等の入所定員等の変更の許可を受けようとする者が省令で定めるところにより提出する申請書には、省令で定めるもののほか、申請に係る事業に係る従業者の資格を証する書類を添付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、同項の変更の許可を受けようとする者が既に知事に提出している同項の規定により添付しなければならない書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(介護老人保健施設等の管理者の承認の申請)

第9条 法の規定による医師等に介護老人保健施設等を管理させることの承認を受けようとする者が省令で定めるところにより提出する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 管理させようとする者の主な経歴を記載した書類
- (2) 管理させようとする者が医師である場合にあつては、その者の医師免許証の写し及び勤務形態を記載した書類
- (3) 管理させようとする者が医師以外の者である場合にあつては、その理由を記載した書類

(指定市町村事務受託法人に係る変更の届出)

(介護老人保健施設等に係る変更の許可の申請)

第8条 法の規定による介護老人保健施設等の入所定員等の変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更の許可を受けようとする者の名称及び所在地並びに法人にあつては、その代表者の職名及び氏名
- (2) 介護保険事業所番号
- (3) 申請に係る施設の名称及び開設の場所
- (4) 開設許可年月日
- (5) 変更しようとする事項及びその内容
- (6) 変更しようとする日

2 前項の申請書には、別表第3の左欄に掲げる変更事項の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、知事は、第1項の変更の許可を受けようとする者が既に知事に提出している前項の規定により添付しなければならない書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(介護老人保健施設等の管理者の承認の申請)

第9条 法の規定による医師等に介護老人保健施設等を管理させることの承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 承認を受けようとする者の名称及び所在地並びに法人にあつては、その代表者の職名及び氏名
- (2) 介護保険事業所番号
- (3) 申請に係る施設の名称及び開設の場所
- (4) 管理させようとする者の氏名、住所及び資格
- (5) 管理者の就任予定日
- (6) 申請の理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 管理させようとする者の主な経歴を記載した書類
- (2) 管理させようとする者が医師である場合にあつては、その者の医師免許証の写し及び勤務形態を記載した書類
- (3) 管理させようとする者が医師以外の者である場合にあつては、その理由を記載した書類

(指定市町村事務受託法人に係る変更の届出)

第13条 (略)

2 前項の届出書には、省令で定めるもののほか、別表第3の左欄に掲げる変更事項の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。

別表第3 (略)

第13条 (略)

2 前項の届出書には、省令で定めるもののほか、別表第4の左欄に掲げる変更事項の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。

別表第3 (第8条関係)

(略)

別表第4 (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則中第1条の規定は令和5年10月1日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定の施行の日から令和5年12月31日までの間に行う申請又は届出(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うもの及び新潟県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(平成16年新潟県条例第83号)第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うものを除く。)については、第1条の規定による改正後の新潟県介護保険法施行細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。